

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下は、当センターの平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）における各勘定の業務の実績について記載しています。

【一般勘定】

（1）国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

国立大学法人等の財産管理に資するための情報収集及び情報提供を図るとともに、専門家による法律相談を実施しました。

【実績】

相談等の 内容区分	土地建物の 処分関係	土地建物の 維持・管理関係	その他	合計
相 談 件 数	18 (4)	2 (1)	1 (0)	21 (5)

※（ ）は法律相談で内数

（2）寄附金の受入れ及び配分

国立大学法人等に配分を行うべき寄附金については、受入れはありませんでした。

なお、本事業については、「『独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案（平成18年12月15日文部科学省）」に基づき、平成21年3月をもって、廃止しました。

（3）高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

① 大学の財務・経営に関する調査研究活動

ア 国立大学法人における基盤的教育研究経費に関する研究

国公立大学予算の積算根拠に関する歴史的研究、「学生一人あたり教育費」や「教員一人あたり研究費」などの教育研究の単位コスト（unit cost）に関する実証的研究、政府予算・補助金の算出根拠に関する国際比較研究の3領域における研究を進めるとともに、研究の進捗にあわせて4回の研究会を開催し、検討を深めました。

イ 国立大学における授業料の設定等に関する研究

アメリカ及びヨーロッパ主要国との比較分析を行うとともに、各国立大学の授業料水準の動向や、明治期から現在に至るまでの授業料水準に関わる時系列的分析、授業料が大学財務経営に与える影響の検討を踏まえて、4回の研究会を開催し、議論を深めました。

② 内外の高等教育財政に関する調査研究活動

ア 高等教育機関設置形態に関する国際比較研究

現行国立大学法人制度の国際的見地からみた位置づけを確認し、今後の制度的発展に向けた議論に資するため、先導的大学改革推進委託事業を受託し、米国、英国、ドイツ、フランス、オーストラリア、中国、韓国と我が国との比較を通じた大学の設置形態に関する調査研究に着手しました。

イ 米国における州立大学の財政・財務に関する調査・研究

米国ミシガン州政府、州下院予算局及び州立大学を訪問し、州立大学への予算決定過程や授業料決定モデルなどについて調査を行いました。

また、米国高等教育研究学会第33回大会に参加し、日本の国立大学法人制度の導入結果に関する発表を行うとともに、米国の研究者から研究上有益なコメントをいただきました。

ウ 英国における大学の財政・財務に関する調査・研究

高等教育機関への施設整備費に関する資金配分及びマネジメントについて、英国との比較研究をまとめ、成果を公表しました。

また、平成19年度に英国ノッティンガム大学より招へいした外国人研究員との共同研究を進め、その成果を「第5回公共部門改革における会計・監査・マネジメントに関する国際会議」で発表しました。

エ 中国高等教育財政に関する調査・研究

北京大学教育学院から外国人研究員を招へいし、共同研究を進め、中国が政策的に進めた、銀行の協力のもとに行われた高等教育の拡大について、その経過と結果の詳細な分析が行われ、講演会でその成果が発表されました。

また、北京大学中国教育財政科学研究所長を招へいし、近年の中国国立大学への資金配分メカニズムの変更、学生支援政策の転換、今後予定されている中長期計画の内容などについて情報提供を受け、研究交流を行いました。

オ その他の国際研究交流

デンマークにおいて大学を所管する科学技術イノベーション省への訪問調査及びオーフス大学デンマーク科学技術研究政策研究センターへの訪問調査を行い、デンマークの高等教育に対するファンディング・システム改革について、配分メカニズムの詳細や研究資金配分基準の見直しなどに関する情報収集と意見交換を行いました。

「第5回公共部門改革における会計・監査・マネジメントシステムに関する国際会議」において、日本の政府会計における二重性（中央省庁と国立大学・独立行政法人の会計の差異と問題点）について研究成果を発表しました。

③ 国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

ア 関係資料の収集

「国立大学の財務 平成20年度版」の刊行に関連して、平成19年度の国立大学法人の財務諸表及びその他財務資料（予算、收支計画及び資金計画など）を収集しました。

イ 国立大学法人の財務・経営に関する分析

収集した財務諸表等の分析について、「国立大学の財務」の取りまとめ方針を検討する会議（国立大学法人財務分析研究会）における検討と併行して、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群（財務の健全性・安定性、活動性、発展性、効率性及び収益性）の研究開発を前年度から継続して行いました。

④ IMHE事業等への参加

ア OECDのIMHE(高等教育機関マネジメント)事業への参加等

フィンランド・ヘルシンキで開催された高等教育機関における施設マネジメントに関するIMHE会議に参加し、各国の施設制の状況について情報交換を行いました。さらに、アイスランド・レイキャビックで開催されたIMHE会議に参加し、各国における「大学の規模」と財政・経営の問題について研究交流を行いました。

また、グローバル化に直面する欧州大学の戦略をテーマにチェコ・プラハで開催されたEUA(欧州大学協会)の2009年会合に参加し、欧州高等教育構想(ボロニーヤ・プロセス)の進捗、大学の役割の多様化に対する分析方法や財務的持続可能性を担保するための会計システムなどについて、欧州の大学管理者、研究者、コンサルタント等と幅広く意見交流を行い、情報を収集しました。

イ 諸外国の高等教育機関との研究交流等

平成19年10月にフィンランドのタンペレ大学と共に開催した国際シンポジウム「フィンランドと日本の大学改革」の成果をとりまとめ、『University Reform in Finland and Japan』として同大学出版局から平成20年5月に刊行しました。

さらに平成21年1月に、アメリカ、ポルトガル、デンマーク、オーストラリア、中国から高等教育研究者及び実務者を招へいし、「高等教育の改革とその結果」をテーマにシンポジウムを開催しました。

⑤ 調査研究成果の公開

高等教育財政・財務研究会、シンポジウム、講演会、研究紀要の刊行等を行いました。

(4) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

国立大学法人等の財務・経営の改善に資するため、次のとおり刊行物などを通じてマネジメントに関する情報の提供及び交流を行いました。

- ① 財務・経営に関する調査研究成果の提供（「大学財務経営研究第5号」の刊行・配布）
- ② 「国立大学法人経営ハンドブック」の作成・配布
- ③ 「国立大学の財務」（平成20年度版）の刊行・提供
- ④ 「国立大学法人等財務管理に関する協議会」の開催
- ⑤ 「国立大F & Mマガジン（メールマガジン）」の発刊

(5) 財務・経営の改善に関する協力・助言

実務の現場で活躍する各国立大学法人等の部・課長等を、経営相談室の財務経営支援研究会もしくは病院経営支援研究会の調査・相談員として委嘱し、それぞれの研究会において、国立大学法人等の現場で直面している問題の解決や業務の改善に資するため、先進事例の収集、国立大学法人等の職員自ら企画・実施する勉強会の開催等の活動を展開しました。

『財務経営支援研究会調査・相談員 19名 病院経営支援研究会調査・相談員 21名』

(平成20年5月1日委嘱時)

【財務経営支援研究会】

① 取組事例の情報提供

各国立大学法人の先進事例等の取組事例を取りまとめ、情報提供することを目的に、実績報告書からの抽出作業を行い、「平成19事業年度国立大学法人財務・経営に関する取組事例」としてホームページに掲載しました。

さらに、その中から5つの事例について調査・相談員による訪問調査を行い、調査結果について取りまとめました。

② アンケート調査の実施

各国立大学法人において今後の業務に資する情報となることを目的とし、調査・相談員等の協力のもと大学経営における先進的取組に関するアンケートとして2つの事項（資金運用、宿舎）を、各国立大学法人を対象に実施し、73大学より回答（回答率85%）を得ました。

③ 第2回国立大学法人若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、国立大学等の経営向上及び継続的な発展を支援することを目的として、国立大学法人等の若手職員を対象とした勉強会を開催しました。

国立大学法人理事の基調講演、実例研究・グループワーク・分科会・発表等の内容で現場職員の目線で企画・構成され、活発な議論等が行われました。

さらにフォローアップとして、分科会等の検討結果を取りまとめ、ホームページに掲載するとともにその成果をリーフレット「国立大学職員の目指すべき方向」に取りまとめ配布を行いました。

『開催日：平成20年11月17日～18日

参加者数等：国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校機構、国立大学協会等
151名』

④ 国立大学法人係長クラス勉強会の開催

経営相談事業の一環として、実務面でのリーダーとして一層の資質向上及び企画力・判断力を備えることが重要である国立大学法人等の係長クラスを対象とした勉強会を平成20年度初めて開催しました。

私立大学教授による基調講演、グループワーク・全体討議といった内容で現場の係長自らが企画・構成し、活発な議論等が行われました。

さらにフォローアップとして、グループワークの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載しました。

『開催日：平成21年2月24日～25日

参加者数等：国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校機構 84名』

【病院経営支援研究会】

① 取組事例の情報提供

各国立大学附属病院の先進事例等の取組事例を情報提供するため、各国立大学附属病院より先進事例等について推薦いただき、取りまとめた結果を情報提供しました。

さらに、その中から12つの事例について調査・相談員による訪問調査を行い、調査結果について取りまとめました。

② 契約手法改善ワークショップの開催

各国立大学附属病院における契約手法の改善・効率化の促進、最新情報の提供と情報の

共有化を目的として、国立大学附属病院の契約担当者を対象としたワークショップを開催しました。

民間研究所の研究員による講演、公立病院及び私立大学病院の職員や民間コンサルタントの協力・助言を受けながらの分科会・グループワーク・全体討議といった内容で契約担当職員自らが企画・構成し、活発な議論等が行われました。

『開催日：平成20年7月28日～29日 参加者数等：国立大学附属病院 104名』

③ 第2回国立大学附属病院若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、モチベーションの向上、スキル向上、人脈ネットワークの構築等、国立大学附属病院の活性化を目的として、国立大学附属病院の若手職員を対象とした勉強会を開催しました。

病院事務部長からの基調講演、パネルディスカッション・ワークショップ・発表・全体会といった内容で病院の若手職員が企画・構成し、活発な議論等が行われました。

さらに、フォローアップとして、各ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載しました。

さらにフォローアップとして、分科会等の検討結果を取りまとめ、ホームページに掲載するとともにその成果をリーフレット「国立大学附属病院の未来を作る”輝く”事務職員になるために」に取りまとめました。

『開催日：平成20年11月25日～26日 参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省 109名』

④ 医事ワークショップの開催

各国立大学附属病院において、病院収入確保上からも重要である医事業務について、現場実務での課題・事例に基づく情報の共有化を目的として、国立大学附属病院の医事担当者を対象としたワークショップを平成20年度初めて開催しました。

私立大学病院職員からの基調講演、ワークショップ・発表及び全体討議といった内容で医事担当職員が企画・構成し、活発な議論等が行われました。

さらに、フォローアップとして、ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載しました。

『開催日：平成21年2月12日～13日 参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省 63名』

【経営相談等】

若手職員勉強会(財務経営・病院経営)、(病院経営)契約手法改善ワークショップ参加者、医事ワークショップ参加者によるメーリングリストを作成し、相談、情報提供、情報交換等に活用しました。

・勉強会メーリングリストの活用による相談等件数 164件

【財務経営 11件 病院経営 153件】

・契約手法改善検討WS・医事WS メーリングリストの活用による相談等件数 82件

【契約WS 78件 医事WS 4件】

【専門家と経営支援に係る打合せ】

経営相談事業の充実を図るため、経営相談室において、民間企業等の専門家と経営支援に係る内容について意見交換等を行いました。

(6) 大学共同利用施設の管理運営

① 大学共同利用施設の有効利用（稼働率の向上）

大学共同利用施設の利用促進については、稼働率の向上をめざし、引き続き会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等の機会に宣伝及びパンフレットの配布、メルマガにおいて周知する等PRに努めています。

平成20年度の全体稼働率は、81.9%（前年度79.5%）となっています。

② サービスの向上（満足度の向上）

利用者の満足度を高めるため、会場設営サービス及び食事等のサービス業者の紹介を行い、サービスの向上に努めています。

また、利用者の満足度を把握するため、可能な限りアンケート調査を実施しており、利用者のほぼ全員から満足しているとの結果を得ています。

一方、音響映像機器等の改善や機器付属品の減耗があったことから、機器等の更新を行いました。

なお、大学共同利用施設のうち、キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営事業については、「『独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について』における指摘事項を踏まえた見直し案（平成18年12月15日文部科学省）」に基づき、平成21年3月をもって、廃止しました。

また、保有する施設については、平成21年4月以降、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、センターで引き続き所有し、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学と大阪大学へ必要な貸付を行うこととしました。

（7）国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築

平成19年度供用を開始した本システムについて、各国立大学法人等の経営改善の検討に資するため、平成19年度決算データの整理・追加等を行い、平成21年3月より追加データを含めた供用を開始しました。

平成20年度末現在、78大学、4大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構、（社）国立大学協会が利用登録しています。

また、各国立大学法人等では、決算時期や国立大学法人評価委員会のヒアリング実施時期に分析を行っていることから、データ更新のお知らせを「国立大学の財務」の配布と同時期に行い、利用を促しました。

【施設整備勘定】

以下は今後、センター債券により調達した資金を経理することとなる当センター施設整備勘定に係る平成20年度における事業の実績について記載しています。

(1) 施設費貸付事業

① 一般概況

本年度は、施設費貸付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、35の国立大学法人の80事業に対し、附属病院収入による債務の償還を前提として、当該国立大学法人の附属病院の施設整備等に必要な資金として、67,186百万円の貸付を行いました。

なお、貸付に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）に基づき、貸付条件、償還確実性の審査、資金の貸付の決定等について適正に実施しました。

② 貸付条件

施設費貸付事業の貸付条件は、事業区分別に以下のとおりでした。貸付条件は、当センターの貸付財源の主要な調達先である財政融資資金からの借入条件とほぼ一致しています。

区分	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付金利
施設の設置又は整備に必要な資金（施設整備費）	25年	5年	20年	財政融資資金借入金利と同率
設備の設置に必要な資金（病院特別医療機械整備費）	10年	1年	9年	財政融資資金借入金利 +0.2%

③ 担保

施設費貸付事業に係る資金の貸付に当たっては、償還確実性を確保する観点から、貸付の対象となる施設又はその敷地を担保に徴するとともに、第一順位の抵当権を設定登記することとしています。

このため、本年度に貸付を行った35国立大学法人からは、附属病院に係る土地等を担保として提供を受けています。

④ 再貸付事業の状況

本年度においては、平成17年度から平成18年度までに発行したセンター債券の貸付に係る元金相当額1,111百万円及び、平成19年度に実施した再貸付に係る元金相当額15百万円の回収が行われました。その内1,111百万円と、平成19年度に回収したセンター債券の貸付に係る元金相当額278百万円については、国立大学法人の病院特別医療機械整備費に充当するため再貸付を実施しました。なお、残額15百万円については、平成21年度に再貸付することとしています。

⑤ 貸付実績

本年度の貸付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(30大学法人) (46事業) 45,270	(2大学法人) (2事業) 1,322	(30大学法人) (48事業) 46,592	(30大学法人) (48事業) 44,103	(1大学法人) (1事業) 377	(18大学法人) (23事業) 2,111
病院特別医療機械整備費	(27大学法人) (32事業) 23,519	—	(27大学法人) (32事業) 23,519	(27大学法人) (32事業) 23,082	—	(10大学法人) (11事業) 436
合計	(35大学法人) (78事業) 68,789	(2大学法人) (2事業) 1,322	(35大学法人) (80事業) 70,111	(35大学法人) (80事業) 67,186	(1大学法人) (1事業) 377	(24大学法人) (34事業) 2,547

⑥ 調達財源

本年度の貸付財源は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	予算額			調達額			不 用 額 等			
	財政融資資金		債券 発行	再貸付	財政融資資金		債券 発行	再貸付	財政融資資金	債券発 行差金
	計画額	繰越額			計画額	繰越額			繰越額	
施設整備費	45,270	1,322	—	—	42,782	1,322	—	—	377	2,111
病院特別医療機械整備費	17,130	—	5,000	1,389	16,695	—	4,999	1,389	—	435
合計	62,400	1,322	5,000	1,389	59,477	1,322	4,999	1,389	377	2,546
										1

※ 不用額は、債券発行差金相当額(1百万円)を財政融資資金から調達したため、当該調達額相当額について上記⑤の貸付不用額と異なっています。

⑦ 貸付金の回収状況及び借入金の償還状況

貸付金の回収状況及び財政融資資金への償還状況は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	債務償還の状況						債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	前年度繰 越借入額	元 金 償還額	年度末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	年度末 債権額	利 子 回収額
財政融資資金	238,995	59,477	1,322	5,913	293,879	3,536	7,040	313,860	3,861
センター債券	15,000	5,000	—	—	20,000	184			
合 計	253,995	64,477	1,322	5,913	313,879	3,719			

- ※ 国立大学法人からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額には、国立大学法人からの繰上償還額(9百万円)を含みます。
- ※ 国立大学法人からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額には、国立大学法人からの繰上償還に伴う弁済補償金(0.5百万円)を含みます。
- ※ 国立大学法人からの元金回収額(7,040百万円)とセンターの財政融資資金への元金償還額(5,913百万円)の差額は、再貸付財源(1,126百万円)用に充当しています。
- ※ 国立大学法人からの利子回収額(3,861百万円)とセンターの財政融資資金への利子支払額(3,536百万円)との差額は、センター債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当しています。
- ※ センターの年度末債務残高(313,879百万円)と国立大学法人への年度末貸付残高(313,860百万円)との差額は、平成21年度における再貸付財源(15百万円)及び債券発行差金(4百万円)です。
- ※ 平成20年度の債権回収について、要回収額(7,040百万円)に対する回収率は100%です。

(2) 承継債務償還

① 一般概況

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しています。

当該債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行いました。

② 国立大学法人による保証

当センターの承継した債務の償還確実性を確保するため、国立大学法人法附則第12条第3項により、文部科学大臣が定める額を負担することとなった国立大学法人は、当センターの承継した債務を保証しています。

③ 債務の償還状況

(単位：百万円)

区分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末 債務残高	元 金 償還額	年度末 債務残高	利子 支払額	元 金 回収額	利子 回収額
附属病院整備に係る債務	1,000,987	698,291	73,798	624,493	19,937	73,798	19,937
附属病院整備以外に 係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	698,291	73,798	624,493	19,937	73,798	19,937

※ 承継債務のうち「附属病院整備以外に係る債務」は、平成16年度で全ての償還が終わりました。

※ 平成20年度の債権回収について、要回収額(73,798百万円)に対する回収率は100%です。

(3) 施設費交付事業

① 一般概況

施設費交付事業に係る文部科学大臣の定めに基づき、90の国立大学法人等の93事業に対し、施設整備等に必要な資金として、8,992百万円(前年度からの繰越金26百万円を含む)を交付しました。

なお、交付に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱（平成16年6月1日理事長決定）等に基づき、適正に実施しました。

② 交付財源

ア. 法人設立当初に旧国立学校特別会計から承継した財産

区分	種類	承継日	承継額
旧国立学校特別会計の積立金	現金	H16. 4. 1	72億円
旧国立学校特別会計の特別施設整備資金	現金	H16. 4. 1	26億円
旧国立学校特別会計の決算剰余金	現金	H16. 7. 1	229億円
旧特定学校財産	土地等	H16. 4. 1	297億円
合 計			624億円(※)

※ 当該承継額は、平成16年度において独立行政法人通則法第四十四条第一項本文の規定による整理を行った後、翌事業年度以降の交付事業の財源に充てるため、センター法第15条

積立金として計上され、平成20年度末現在、383億円となっています。

イ. 国立大学法人等からの財産処分収入納付金

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一定割合（26頁「※一定割合」をご参照下さい。）を当センターへ納付してもらう仕組みとなっています。

平成20年度は、8国立大学法人及び1大学共同利用機関から6,398百万円の納付がありました。

③ 交付実績

本年度の交付実績は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	交付決定額	前年度繰越額	支払済額	確定額	不用額
営繕事業費 （90大学法人等）	5,342	（1大学法人） 26	（90大学法人等） 5,368	（90大学法人等） 5,368	—
不動産購入費 （3大学法人等）	3,624	—	（3大学法人等） 3,624	（3大学法人等） 3,624	—
総 計 （90大学法人等）	8,966	（1大学法人） 26	（90大学法人等） 8,992	（90大学法人等） 8,992	—

（4）旧特定学校財産の管理処分

① 当センターは法人設立当初、施設費交付事業の財源に充てるため、旧国立学校特別会計から、以下の財産を承継しました。

区分	面積	評価額	状況
大阪大学医学部等跡地 （大阪市北区中之島）	126m ²	7百万円	平成17年度売却済み
広島大学本部地区跡地 （広島市中区東千田町）	68,334m ²	99億円	平成16年度一部（2万2千m ² ） 売却済み
東京大学生産技術研究所跡地 （港区六本木）	29,988m ²	199億円	平成19年度から段階的に売却 平成20年度まで5万5千m ² 売却 済み。未売却の土地は国立新美 術館用地として貸付中

② 上記財産の本年度における管理処分状況は以下のとおりです。

ア. 広島大学本部地区跡地の状況

平成20年度は、広島大学本部地区跡地については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」（以下、プロジェクトという）により、その利用が図られようとしていましたが、プロジェクトの選考委員会で選定した事業予定者から撤退の申し出があったため、広島市及び広島大学は、事業予定者の間で締結していた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」の推進に関する協定を解除しました。広島市及び広島大学は、プロジェクトの応募要項の規定に基づき、次点の事業予定者と「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」事業に関わる協議を開始しましたが、その後、次点の事業予定者からの協議中止の申し出が、広島市及び広島大学に対して行われました。

現在広島市及び広島大学においてプロジェクトの基本的な考え方である「知の拠点」を実現するため、事業スキームの再構築を検討しているところであり、センターにおいては、広島市及び広島大学との協議も含め、今後も処分の促進に努めることとしています。

イ. 東京大学生産技術研究所跡地の状況

国立新美術館への東京大学生産技術研究所跡地売却については、平成20年度、同法人に国立新美術館用地の分割購入に係る予算として78億円が措置されたことから、平成20年4月に、同法人と土地持分売買契約を締結し、センターが所有する土地持分の所有権を一部移転しました。また、これに伴い、センターが所有する未売却の持分を国立新美術館用地として使用するため、土地使用契約を締結しました。

(5) 損益の状況

施設整備勘定の本年度の経常利益は、2,767百万円となっています。

なお、施設費交付事業に要した経費は、それに見合う収益が無い場合、センター法第15条第5項の積立金を取り崩して充当するという制度設計となっています。このため、仮に費用と収益の差が損失となった場合は、当該損失に相当するセンター法第15条積立金取崩額が計上され、結果的に損益が均衡する仕組みとなっています。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成20年度
経常費用	35,772
経常収益	38,539
経常利益	2,767
当期純利益	2,767
当期総利益	2,767

(6) 財産状態

施設整備勘定の平成20年度末の資産は、978,934百万円となっています。このうち624,493百万円は承継債務負担金債権であり、これは、国立大学法人法附則第12条第1項により、当センターが国立大学法人に対し有している債権です。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

	平成20年度
資産の部	978,934
負債の部	940,602
純資産の部	38,332
負債純資産合計	978,934

2. 対処すべき課題

当センターは、中期目標・中期計画により、全ての業務の確実な実施が求められています。

(当センターの中期目標・中期計画は275頁「第6 法人の参考情報」に掲載しています。)

さらに施設費貸付事業及び施設費交付事業については、以下のような課題があります。

(1) 国立大学等の施設整備

法人化後の国立大学等の施設整備の仕組みは、国からの施設整備費補助金を基本とし、それを補完するものとして当センターからの施設費貸付金（附属病院等の整備を対象）及び施設費交付金があります。

国立大学等の施設は、学術研究や人材育成のための活動拠点であり、科学技術創造立国の実現を目指す我が国にとって、不可欠な基盤ですが、老朽化・狭隘化が著しく、第3期科学技術基本計画（平成18年閣議決定）などにおいても、その改善が最重要の課題とされています。

当センターにおいては、国と一体となって国の施設整備計画に従い施設費貸付事業及び施設費交付事業を行っており、上記の課題に対応するため、国立大学等の施設の重点的・計画的な整備を進めることが求められています。

(参考)

科学技術基本計画（抜粋）

平成18年3月28日閣議決定

3. 科学技術振興のための基盤の強化

(1) 施設・設備の計画的・重点的整備

世界一流の優れた人材の育成や創造的・先端的な研究開発を推進し、科学技術創造立国を実現するためには、大学・公的研究機関等の施設・設備の整備促進が不可欠であり、公

共的施設の中でも高い優先順位により実施される必要がある。

その際、特に大学には次世代をリードする研究者など優れた人材の輩出が要請されていことから、創造的な学問、研究の場にふさわしい環境・雰囲気の醸成が求められる。

① 国立大学法人、公的研究機関等の施設の整備

国立大学等施設緊急整備5か年計画により、優先的に取り組んできた施設の狭隘解消は計画通り整備されたものの、老朽施設の改善は遅れ、その後の経年等による老朽改善需要とあいまって、老朽施設は増加した。また、平成13年度以降新たに設置された大学院への対応、若手研究者の教育研究活動スペース確保への対応、新たな診断・診療方法の開発に伴う研修・実習への対応など、新たな教育研究ニーズも発生している。

1960年代から1970年代にかけて大量に整備されてきた国立大学法人等の施設の老朽化が深刻化しており、機能的な観点から新たな教育研究ニーズに対応できないだけでなく、耐震性や基幹設備の老朽化など安全性の観点からも問題があるため、国は、老朽施設の再生を最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち計画的な整備に向けて特段の予算措置を講じる。

国立大学法人等において必要な整備面積は約1,000万平方メートルに達している。国は、このうち、卓越した研究拠点、人材育成機能を重視した基盤的施設について、老朽施設の再生を最優先として整備する観点から、第3期基本計画期間中の5年間に緊急に整備すべき施設を盛り込んだ施設整備計画を策定し、計画的な整備を支援する。

また、長期借入金等により整備を進めている大学附属病院や国立高度専門医療センターについては、引き続き、先端医療の先駆的役割などを果たすことができるよう、着実に計画的な整備を進めることを支援する。

国立大学法人等は、全学的視点に立った施設運営・維持管理や弹力的・流動的スペースの確保等の施設マネジメント体制を一層強化するとともに、産業界・地方公共団体との連携強化、寄付・自己収入・長期借入金・PFI（民間資金等活用事業）の活用など、自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を推進することが求められる。国は、国立大学法人等のこのような改革への取組を促進するために、必要な制度の見直しを行うとともに、国立大学法人等の取組を積極的に評価した上で、優先的な資源配分を行う。

（2）大学附属病院再開発整備

国立大学の附属病院は現在、42国立大学法人に45病院が設置されており、我が国における医療水準の最先端に位置し、また、地域における医療体制の中核として、住民等への医療供給の中心的役割を果たしています。

国立大学の附属病院の施設整備は、国立大学の法人化前から、財政融資資金からの借入金を財源として行われてきました。法人化後においては、当センターが施設費貸付事業として、従来同様、財政融資資金から一括して資金を借り入れるとともに、センター債券の発行を行い、それらの資金を財源として、各国立大学等へ貸し付けています。

国立大学の附属病院は、医療機器の増大、医療制度・社会の変化に伴う患者ニーズの多様化により施設が狭隘となってきており、また、昭和30～40年代に建設されたものが多いために老朽化や機能劣化が著しく、近年の医学の進歩に伴う医療の専門化・高度化への対応が困難な状況となってきています。

このため、国は将来の大学附属病院の在り方や教育・研究・診療の活性化状況を踏まえ、21世紀にふさわしい高度先進医療を行うことのできる病院として再生するよう、既存施設の点検・評価を行った上で、病院全体の再開発計画を立案し、これに基づき着実な整備を進めています。

当センターにおいては、国と一体となって、国の施設整備計画に従い、着実に施設費貸付事業を行っていくことが求められています。

(参考)

国立大学附属病院一覧

	大学名	区分
1	北海道大学	大学病院
2	旭川医科大学	病院
3	弘前大学	医学部附属病院
4	東北大学	大学病院
5	秋田大学	医学部附属病院
6	山形大学	医学部附属病院
7	筑波大学	大学附属病院
8	群馬大学	医学部附属病院
9	千葉大学	医学部附属病院
10	東京大学	医学部附属病院 研究所附属病院
11	東京医科歯科大学	医学部附属病院 歯学部附属病院
12	新潟大学	医歯学総合病院
13	富山大学	大学附属病院
14	金沢大学	大学附属病院
15	福井大学	医学部附属病院
16	山梨大学	医学部附属病院
17	信州大学	医学部附属病院
18	岐阜大学	医学部附属病院
19	浜松医科大学	医学部附属病院
20	名古屋大学	医学部附属病院
21	三重大学	医学部附属病院

	大学名	区分
22	滋賀医科大学	医学部附属病院
23	京都大学	医学部附属病院
24	大阪大学	医学部附属病院
		歯学部附属病院
25	神戸大学	医学部附属病院
26	鳥取大学	医学部附属病院
27	島根大学	医学部附属病院
28	岡山大学	大学病院
29	広島大学	大学附属病院
30	山口大学	医学部附属病院
31	徳島大学	医学部・歯学部附属病院
32	香川大学	医学部附属病院
33	愛媛大学	医学部附属病院
34	高知大学	医学部附属病院
35	九州大学	医学部・歯学部・研究所附属病院
36	佐賀大学	医学部附属病院
37	長崎大学	大学病院
38	熊本大学	医学部附属病院
39	大分大学	医学部附属病院
40	宮崎大学	医学部附属病院
41	鹿児島大学	医学部・歯学部附属病院
42	琉球大学	医学部附属病院

(参考)

当センターの施設費貸付事業の貸付先であり、かつ、国からの承継債務の負担者でもある国立大学法人の附属病院に対して、第1期中期目標期間中は、国から以下のような算定ルールにより運営費交付金が措置されています。

附属病院の運営費交付金について

「一般診療経費＋債務償還経費」は、原則「病院収入」で対応。但し、病院収入だけでは対応できない場合には、病院の診療機能に支障を来さないように「附属病院運営費交付金」で措置

○ 病院収入が「一般診療経費＋債務償還経費」よりも少ない場合

(附属病院運営費交付金を必要とする場合)

[収入]

附 属 病 院 収 入

⇒ 附属病院
運営費
交付金

経営改善係数2%が課される

[支出]

債務償還

経費

一 般 診 療 絏 費

【注】

- ・附属病院運営費交付金を受ける附属病院については、経営の効率化を求ることとして、17年度以降『経営改善係数2%』が課される（病院収入が「一般診療経費＋債務償還経費」を上回る場合は、経営改善係数は課されない。）

3. 事業等のリスク

ここでは、当センターの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれておりますが、特に記載のない限り、当該事項は当センターが判断したものです。

(1) 国の政策及び外部評価制度に伴うリスク

当センターは、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学等における教育研究の振興に資することを目的とする国の政策を実現するための機関であり、特に国立大学等の施設の整備に関しては、国と一体となって、国が定める施設整備計画に従い事業を推進しています。このため、国の政策の変更が当センターの業務、業績に影響を与える可能性があります。

また、独立行政法人制度では、「中期目標」、「中期計画」、「年度計画」といった明確な目標設定が導入されています。こうした目標・計画の達成状況等について有識者で構成される評価委員会から評価を受けることになっており、その結果によっては、業務運営形態等が見直される可能性があります。

○ 独立行政法人整理合理化計画について

平成19年12月24日に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画(以下「整理合理化計画」)」において、当センターは同じ文部科学省所管の独立行政法人である大学評価・学位授与機構と統合することとされました。平成21年12月25日に閣議決定した「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、「整理合理化計画」に定められた事項については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討することとされています。

なお、参考までに「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日付)に関しては、内閣府 (http://www.cao.go.jp/sasshin/091225_doppou.pdf) において公表されています。

(参考) 独立行政法人大学評価・学位授与機構とは

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、大学等（大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関をいう。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする法人です。

なお、経常費用のほとんどは運営費交付金で賄われ、収支は均衡しています。

(2) 金利リスク

当センターにおいては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を対象として、附属病院整備及びキャンパス移転整備について、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金を貸し付ける施設費貸付事業を行っています。施設費貸付事業の財源は財政

融資資金借入金及びセンター債券により調達した資金となります。

このセンター債券に係る資金については、貸付期間が調達期間を上回ることとなり、債券借換時の金利リスクを負うこととなります。また、貸付の償還条件は1年据置後9年間半年賦元金均等償還ですが、調達の償還条件は満期一括償還であり、回収原資の再運用時の金利リスクが存在します。

これらのリスクに対応するため、附属病院の設備の設置に必要な資金の貸付については金利見直し制度を導入するとともに、平成21年度の貸付は財政融資資金借入金利に0.2%上乗せした金利で貸し付けることとしています。

(3) 旧国立学校特別会計からの承継債務

当センターは平成16年4月1日に法人化する際、旧国立学校特別会計が財政融資資金に対し負っていた債務を一括して承継しており、平成21年3月末時点で624,493百万円の債務残高があります。

この承継債務は、国立大学法人法附則第12条第1項により、文部科学大臣が定める国立大学法人が、当センターに対し文部科学大臣が定める額を負担することとされており、当センターがこれを取りまとめて財政融資資金に対し償還を行うこととなっています。なお、国立大学法人が負担する際の金利、償還期間と当センターが財政融資資金に償還する際の金利、償還期間は一致しており、金利リスクは存在していません。

この承継債務の償還確実性を確保するため、同条第3項により、文部科学大臣が定める国立大学法人は当センターの承継した債務を保証することとされています。

(4) 流動性リスク

市場の混乱等により、当センターの資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当センターの資金調達費用が増加する可能性があります。当センターでは、資金繰り状況を常に把握するとともに、取引銀行との間に101億円の短期借入金枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

(5) 事務リスク

当センターは、役職員が正確な業務を怠る、あるいは業務遂行上の事故の発生等を原因として損失を被る可能性があります。当センターでは、内部監査室を設置し、センター業務が適正に行われているか監査を行うとともに、職員に対する事務手続きにおけるチェックの徹底、教育の実施などを通じ、事務過誤、不正等を未然に防止するとともに、事務処理水準の維持向上に努め、事務リスクの極小化を図っています。

(6) システムリスク

当センターは、コンピューターシステムのダウン及び誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被る可能性があります。当センターでは、情報システムに内在するリスクを把握し、システム障害等の未然防止及び情報システムの維持向上に努め、システムリスクの極小化を図っています。

4. 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態及び経営成績の分析

(1) 平成20年度末における財政状態について

当センターにおける法人単位の総資産額は、987, 687百万円となっています。これを勘定別にみると、施設整備勘定の978, 934百万円が全体の99. 11%を占めています。さらに施設整備勘定における資産のうち、承継債務負担金債権が624, 493百万円であり法人単位の総資産額の63. 23%を占めています。一方、負債についても資産と同様に施設整備勘定が全体の99. 95%を占めています。これらは、平成16年4月1日の法人化に伴い国立学校特別会計の有していた財政融資資金に対する債務を当センターが一括して承継するとともに、国立大学法人法附則第12条第1項により、当該債務の償還財源を実質的に負担する国立大学法人に対し、当センターが当該債務相当額の債権を法律上持つこととなったためです。

〈各勘定別の財政状態〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
資産の部	8, 753	978, 934	987, 687
負債の部	465	940, 602	941, 068
純資産の部	8, 287	38, 332	46, 619
負債純資産合計	8, 753	978, 934	987, 687

(2) 平成20年度における経営成績について

当センターの法人単位全体における経常費用は、36, 575百万円となっています。これを勘定別にみると施設整備勘定の35, 772百万円が法人単位全体の97. 81%を占めています。

一方の経常収益においては、法人単位全体で39, 542百万円、経常費用と同様に施設整備勘定における38, 539百万円が法人単位全体の97. 47%を占めています。

さらに法人単位全体の当期総利益は2, 967百万円となっており、施設整備勘定の2, 767百万円が法人単位全体の93. 26%を占めています。

〈各勘定別の経営成績〉

(単位：百万円)

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
経常費用	802	35, 772	36, 575
経常収益	1, 002	38, 539	39, 542
経常利益	200	2, 767	2, 967
当期純利益	200	2, 767	2, 967
当期総利益	200	2, 767	2, 967

(3) 平成20年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の業務運営に関して国民が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人会計基準に基づく財務書類として作成しています。

行政サービス実施コスト計算書は「独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト」との特有の観点から、損益計算を通じない場合の減価償却相当額や国の資産を利用する場合の機会費用など、損益計算書には計上されないが広い意味で最終的に国民の負担に帰すべきコストを集約表示しています。

当センターの法人単位全体における行政サービス実施コストは、△1,869百万円となっています。なお、施設整備勘定の行政サービス実施コストは全て業務費用となっています。

（各勘定別の行政サービス実施コスト計算書）

（単位：百万円）

	一般勘定	施設整備勘定	法人単位
I 業務費用	497	△2,767	△2,271
II 損益外減価償却相当額	291	—	291
III 引当外賞与見積額	△4	—	△4
IV 引当外退職給付増加見積額	5	—	5
V 機会費用	109	—	109
VI 行政サービス実施コスト	898	△2,767	△1,869

(4) 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について

財政投融資を活用している事業については、将来の国民負担がどの程度になるかを明らかにする等のため政策コスト分析を行っており、分析結果については当センターのホームページにより公表しています。

分析に当たっては、一定の前提条件（金利、事業規模、利用見込みなど）を設定して、各財投機関が財政投融資を活用している事業について、将来にわたるキャッシュフロー等を推計し、それに基づいて、①国から将来にわたって投入される補給金等と、②これまで投入された出資金等による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を試算しています。

区分	政策コスト	分析期間
平成21年度	△28億円	30年間

政策コスト分析については、269頁「第5 経理の状況 6. 平成21年度政策コスト分析」に掲載しています。